

短期滞在者への給与の課税

Q. 海外から日本に短期間出張した人への給与に対する課税はどうなるでしょうか。

A.短期滞在者免税により、課税しなくて良い場合があります。

- ① 海外から出張で日本へ来た方は、引き続き1年以上日本にいる予定がない場合、非居住者となります。
- ② 非居住者は、日本に恒久的施設がない場合は、日本で国内源泉所得を得た場合のみ、課税されます。その際日本の会社が給与を負担する場合は、日本で働いた日数分の給与に対して、20%の源泉分離課税が必要です。
- ③ ②の給与を海外の会社が負担している場合、
例:ドイツの会社から1週間出張で日本へ来た人への給与を、ドイツの会社が負担している場合
原則的には、日本で働いた分の給与は海外で支払われており、出張した人は日本で準確定申告を行わないといけません。
- ④ 但し、両国間の租税条約で短期滞在者免税に関する規定がされていれば、③の課税は免除されます。
日独租税条約における短期滞在者免税の要件は下記の通りです。
 - (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
 - (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
 - (c) 当該報酬が雇用者の当該他方の契約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

つまり、滞在の終了日から遡って1年以内に、日本で働いた日数が183日を超えないこと、かつ日本の恒久的施設や日本法人から支払われる給与でないことが条件となります。

短期滞在者免税の要件は租税条約によって異なるため、注意が必要です。